

# GPEC 施設園芸・植物工場展2016 出展申込書

申込締切日  
2016年2月29日(月)

施設園芸・植物工場展(GPEC)事務局 行  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル4階 アテックス(株)内

原本送付  
※控えとして本紙コピーをお手元に保管してください。  
※裏面の規約を必ずご一読ください。

事務局が定める一連の規約を遵守することを承諾して、下記のとおり出展を申し込みます。

1. 出展申込者 申込日 年 月 日

出展者名	フリガナ				
	和文 <span style="float: right;">(印)</span>				
	英文				
URL http://					
本社所在地	〒		TEL ( )		—
			FAX ( )		—
担当部署所在地	〒		TEL ( )		—
			FAX ( )		—
代表者	部署・役職	フリガナ氏名	連絡担当者	部署・役職	フリガナ氏名
	(印)			(印)	
E-mail			E-mail		

## 2. 出展小間数および料金(税込) (展示小間の規格:間口3.0m×奥行3.0m×高さ2.7m)

<input checked="" type="checkbox"/>	小間単価(a)	申込小間数(b)	角小間指定(c)	出展料金(a)×(b)+(c)	支払予定
	※1 会員: ¥324,000	小間	※2 <input type="checkbox"/> する ¥54,000 <input type="checkbox"/> しない	¥	年 月 日
	一般: ¥367,200		支払期限: 2016年3月31日(厳守)		
申込書を受領後、請求書を送付いたします。 ※振込手数料は、申込者にて負担願います。					

※1 会員: (一社)日本施設園芸協会の会員、または、特設ゾーンに出展する野菜流通カット協議会、青果物選果予冷施設協議会の会員 ※2 角小間指定: 4小間以上の場合、角小間指定は不要

## 3. 希望小間タイプ(○で囲んでください。)

a. 単列小間 (シングル)	b. 複列小間 (ダブル)                  ◆4小間以上	c. 独立小間 (スペース)                  ◆12小間以上を予定
----------------	---------------------------------------	--

希望小間サイズ ( )m × ( )m  
※ご希望に添い兼ねる場合もあります。  
 ※独立小間の寸法は調整させていただきます場合があります。

## 4. 予定する設備・付帯事項

給・排水工事	ガス	エア(圧縮空気)	ボイラー(蒸気)	アンカーボルト	試食・試飲	電気使用見込量
要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	要・不要	100V kW 200V kW

## 5. 出展内容(主要な分野を1つだけ選択してください。また、会社案内および出展製品のカタログを必ず添付してください。)

分野	■施設本体・資材 <input type="checkbox"/> ハウス・太陽光利用型植物工場 <input type="checkbox"/> 人工光型植物工場 ■付帯設備・機器 <input type="checkbox"/> 施設園芸用 <input type="checkbox"/> 植物工場用(太陽光利用型・人工光型)	■生産管理機器・資材 <input type="checkbox"/> 種苗、育苗資材、育苗システム <input type="checkbox"/> 農業 ICT <input type="checkbox"/> 環境制御装置・技術 <input type="checkbox"/> 肥料、農薬、受粉・天敵昆虫、IPM	■特設ゾーン <input type="checkbox"/> 省力化 <input type="checkbox"/> 省エネ・新エネ・再生エネ <input type="checkbox"/> 気象災害・熱中症対策 <input type="checkbox"/> 高機能植物・薬草生産 <input type="checkbox"/> 流通・加工
	■その他 <input type="checkbox"/> 自治体・団体 <input type="checkbox"/> リース・融資 <input type="checkbox"/> メディア・書籍		
製品・サービス	名称:		
	みどころ:		

## 6. PR メッセージ (来場者へ向け、貴社展示内容をご紹介ください。メールマガジン、News、Web等に掲載させていただきます)

--

## 7. 共同出展者

1.
2.
3.
4.

## 8. 連絡事項

--

事務局記入欄	受付日	受付 No.	担当者印1	担当者印2	承認印	備考
--------	-----	--------	-------	-------	-----	----

【個人情報の取り扱いについて】

ご提出いただきました個人情報につきまして、今後事務局から展示会情報などのご案内(ダイレクトメール・E-mail)をお送りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、ご提出いただきました個人情報は、事務局にて厳重に管理いたします。また、事務局が管理するご自身の情報について、修正、展示会情報等の受け取りの停止、データベースからの登録抹消を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

## <出展規約>

### 1. 出展申込受付の基本条件

出展者は、本展の開催主旨に合致し、出展申込書の出展製品欄に明示された内容以外の展示はできないものとします。

### 2. 申込の決定

事務局は、申込の受理、もしくは拒絶を決裁するものとします。なお、受付拒絶の理由は開示しないものとします。また、これにより生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

### 3. 出展小間料金の請求と支払い

事務局が出展申込書を受取り、記載内容について承認の後、出展者に出展小間料金を請求します。出展者は2016年3月31日(木)までに指定の口座に振込むものとします。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

### 4. 出展申込後の取消し

- (1) 出展者は、出展申込後の小間の取消・変更(全部または一部)はできないものとします。但し事務局が不可抗力と認め解約を承認する場合、下記の通り出展者はキャンセル料を事務局に支払うものとします。(事務局が出展者からの書面による解約通知を受領した日を基準とする)
  - ①2016年3月31日(木)以前 出展小間料金の50%
  - ②2016年4月1日(金)以降 出展小間料金の100%
- (2) 出展者が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。出展者がすでに支払った金額が上記相当金額を超えているときは、超過分を事務局より返還します。
- (3) 事務局は、展示会の開催前および開催中に、出展者が本展示会の規定に重大な違反をした場合、または出展申込書に虚偽の記載があった場合、もしくは登録された以外の出展物を展示したり、展示しようとする場合、出展を取り消すことができるものとします。

### 5. 小間位置の決定

- (1) 小間位置は出展内容、出展規模、実演の有無、申込順などを考慮して主催者および事務局が決定します。
- (2) 主催者および事務局は、入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

### 6. 小間の転貸等の禁止

出展者は、自社分の小間を事務局の承諾なしに転貸、売買、交換、あるいは譲渡することはできないものとします。

### 7. 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名等を申込時に事務局へ通知するものとします。

### 8. 出展物等の配置および撤去

- (1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日事務局より通知された時間内におこなわれるものとします。小間内の出展物配置は、会期が始まる前日の午後4時までに完了されなければならないものとします。出展者が前記時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際出展者は、同日に解約した場合の

キャンセル料を事務局に支払うものとします。

- (2) 会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は必ず出展者は事務局の承認を得た後、作業をおこなうこととします。
- (3) 小間内の出展物および装飾物等は、後日事務局より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは出展者の費用で事務局により撤去されるものとします。

### 9. 展示場の使用

- (1) 実演または他の宣伝活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展者は実演または宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (2) 他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できないものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場からみて小間の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展者はその変更に同意するものとします。
- (3) 事務局は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また事務局の立場から見て、見本市の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および事務局が問題があると考えた性質のすべてにおよぶものとします。
- (4) 上記の制限または撤去の場合、事務局は当該出展者に対し展示費用や出展小間料金の保障等、いかなる返金またはその他展示費用負担の責を負わないものとします。

### 10. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

### 11. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

### 12. 展示会の中止

主催者および事務局は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者および事務局は、これによって生じる損害、費用の増加、その他不利な事態については責任を負わないものとします。

### 13. 規約の遵守

- (1) 出展申込者、共同出展者および出展関係者は、事務局が定める一連の規約(出展申込書、出展マニュアル等)を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。
- (2) 万が一規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。